

とっとり就活応援団事業実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この事業は、鳥取県内の企業に就職することの魅力を県内企業の若手社員から大学生等に直接伝えることにより、学生の県内就職の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるものとする。

- (1) とっとり就活サポーター 県内外の大学生等に県内就職の魅力等を伝える者として県が委嘱した鳥取県の県内企業（県内に事業所等を置く県外企業を含む）の若手社員
- (2) 交流会等 本事業で実施するとっとり就活サポーターと学生との交流会や意見交換会等

第2章 とっとり就活サポーター

(とっとり就活サポーターの役割)

第3条 とっとり就活サポーターは、学生との交流会等において、次に定める事項を学生に伝える。ただし、個別企業のリクルート活動は行わないこととする。

- (1) 自らの就活体験
- (2) 県内に就職することの魅力
- (3) 県内企業、業界の魅力
- (4) 仕事のやりがい
- (5) 県内での暮らし、余暇の過ごし方
- (6) その他鳥取県の魅力

(とっとり就活サポーターへの申込み)

第4条 とっとり就活サポーターの申込みは、様式第1号により隨時申込みできるものとする。

2 鳥取県内企業等に就職している方、又は鳥取県内での勤務経験がある方のうち、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 鳥取県内企業が推薦する自社の大学等を卒業している若手社員（概ね20代から30代）で鳥取県内企業のPRや鳥取県のイメージアップに協力できること。
- (2) インターンシップの受け入れや女性活躍、障がい者雇用等多様性を認め働きやすい職場づくりを積極的に行うなど、国または県等と連携して若者の県内就職促進に向けた取組を行うことができる企業の社員であること。
- (3) 学生との交流会、とっとり就活応援団ミーティング等に参加できること。（年度中に1回以上可能な範囲で参加。）
- (4) 鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと。
- (5) 鳥取県議会議員及び鳥取県職員でないこと。

3 任命期間満了後、とっとり就活サポーターの委嘱を受けた者で、継続の意向がある場合は、様式第2号の提出により、申し込みがあったものとみなす。任命期間については、別途募集要項に定めるとおりとする。

(とっとり就活サポーターの決定)

第5条 第4条の規定により申込書を提出した者が募集要件を満たしていると認められる場合は、とっとり就活サポーターと決定する。

2 前項の規定に関わらず、輝く鳥取創造本部長がとっとり就活サポーターとして適当と認めた者については、とっとり就活サポーターとする。

(登録)

第6条 県は、前条によりとっとり就活サポーターを決定した場合は、必要事項を登録簿に登録し、申込者及び所属する企業に通知し、とっとり就活サポーターとして委嘱状を交付する。

2 県は、本事業を委託した場合は、登録した情報を受託者と共有するものとする。

(交流会等)

第7条 県又は本事業の受託者（本事業に係る受託を実施する場合を指す、以下、「県等」と言う。）は、大学等と協力し、とっとり就活サポーターと学生の交流会を開催する。

2 とっとり就活サポーターは、可能な範囲で県等が主催する交流会等に年1回以上参加し、学生に県内就職の魅力を発信する。

3 県等は、必要に応じ、学生の県内就職を応援する者を交流会に参加させることができる。

4 交流会等は、大学の学内、大学周辺又は学生の利便性の良い場所又はオンラインで開催することとする。

(関係機関が開催する交流会等への参加)

第8条 とっとり就活サポーターは、前条の交流会以外に県の関係機関が主催する大学生等を対象としたイベント等での交流会等へ参加し、県内就職の魅力を発信する。

(交流会等に参加する場合の旅費及び謝金)

第9条 とっとり就活サポーターが交流会等に参加する場合は、その旅費を支給する。

2 とっとり就活サポーターが、関係機関主催の交流会又は県から受託した事業に係る交流会等へ参加する場合は、原則、主催者が旅費を負担する。

3 交流会等の主催者は、とっとり就活サポーターが交流会等へ参加した場合は、謝金又は県産品等の謝礼品を支給することができる。

(その他)

第10条 とっとり就活サポーターは、次の各号に掲げる事項について、可能な範囲で協力すること。

(1) 県が発行する就職関連の広報物への記事の掲載

(2) 中学校、高校、大学等のキャリア教育の授業での登壇

2 その他、鳥取県のPRに積極的に協力できること。

第3章 とっとり就活応援団ミーティング

(とっとり就活応援団ミーティング)

第11条 県は、とっとり就活サポーター同士が若者の県内就職促進等に係る意見交換を行う「とっとり就活応援団ミーティング」を必要に応じて開催する。

第4章 情報発信

(情報発信)

第12条 県は、交流会等の開催状況やとっとり就活サポーターのメッセージ等を適宜ホームページ等で公表し、学生との県内就職の機運を高めるものとする。

第5章 雜則

(事務局)

第13条 とっとり就活応援団事業の推進に係る事務局は、鳥取県輝く鳥取創造本部とと
り暮らし推進局人口減少社会対策課とし、本事業に係る事務を行う。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年3月29日から施行し、平成28年3月7日から適用する。

附則

この要領は、平成28年10月12日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年4月5日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附則

この要領は、平成30年6月30日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月3日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年7月28日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

とっとり就活サポーター登録申込書

令和 年 月 日

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局
人口減少社会対策課長 様

郵便番号

所在地

名 称

代表者職氏名

このたび、とっとり就活応援団事業の趣旨に賛同し、応援、協力していきたいので、別紙の者をとっとり就活サポーターとして推薦し、登録を申し込みます。

なお、当社は「とっとり就活応援団事業実施要領」第4条第2項に規定されるすべての要件に該当します。

<企業担当者>

所 属	
職 氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	※(0(ゼロ)、。(オ一)、-(ハイフン)、__(アンダーバー)には、ふりがなを付けてください)

※県は、本事業を委託した場合は、登録した情報を受託者と共有しますので、受託者から依頼等の連絡があることがあります。

(別紙)

■ サポーター情報

とっとり就活サポーターの目的及び役割について、理解しました。	
<input type="checkbox"/> (レをご記入ください)	
目的	鳥取県内の企業に就職することの魅力を県内企業の若手社員から大学生等に直接伝えることにより、学生の県内就職の促進を図る。
役割	とっとり就活サポーターは、学生との交流会等において、次に定める事項を学生に伝える。 (1) 自らの就活体験 (2) 県内に就職することの魅力 (3) 県内企業、業界の魅力 (4) 仕事のやりがい (5) 県内での暮らし、余暇の過ごし方 (6) その他鳥取県の魅力
氏名（ふりがな）	
生年月	西暦 年 月
所属	
社用電話番号	
社用メールアドレス	※(0(ゼロ)、。(オ一)、-(ハイフン)、__(アンダーバー)にはふりがなを付けてください)
出身都道府県	
出身大学及び学部等	
鳥取県外で実施するイベントへの参加可否	(可 ・ 不可)
インターンシップに参加した経験の有無	(有 ・ 無)
鳥取県未来人材育成奨学金返還支援助成金制度の利用の有無	(有 ・ 無)

(様式第2号)

とっとり就活サポーター継続意向申出書

令和 年 月 日

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局
人口減少社会対策課長 様

郵便番号

所在地

名 称

代表者職氏名

下記の者について、次年度も引き続きとっとり就活応援団事業の趣旨に賛同し、応援、協力していきたいので、とっとり就活サポーターとして推薦します。

記

所属	氏名（ふりがな）

<企業担当者>

所 属	
職 氏 名	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	※(0(ゼロ)、o(オ一)、-(ハイフン)、__(アンダーバー)には、ふりがなを付けてください)